

まちなみづくりと屋外広告物

大川広告物景観形成地区基本計画

大 阪 市

はじめに

大阪市では、美しく魅力ある大阪の都市景観の形成を図っていくために、広告物景観形成地区制度を大阪市屋外広告物条例で規定しています。

この制度は、地域ごとの特性を活かした規制・誘導が図られるよう許可基準を強化したり、緩和したり、あるいは誘導基準を設けることで広告物の誘導を図り、良好な景観を形成しようとする制度です。

大川地区にふさわしい広告物景観を

大川地区における「源八橋～天満橋」の範囲では、毛馬桜之宮公園が整備され、沿川の建築物や高層ビルなどと緑が調和し、おおらかな眺望と緑豊かな貴重な景観が作られています。周辺では造幣局の通り抜けや天神祭が開催されるなど、大阪の顔として人々に親しまれている地域です。

また、大阪市景観計画に定められた「河川景観配慮ゾーン」を含み、景観面を考慮しなければならない地域です。

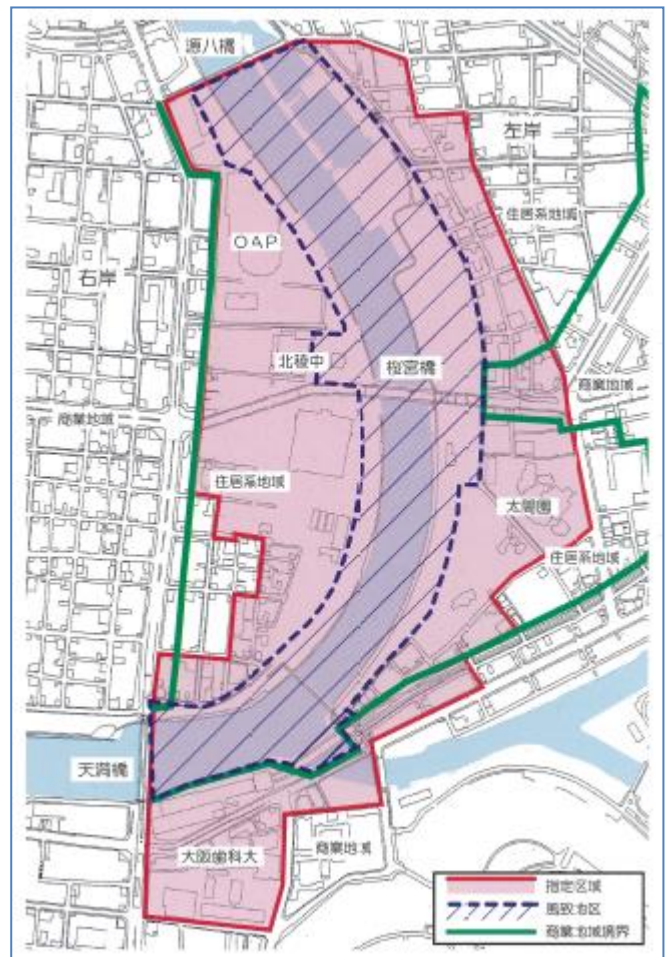
そこで大阪市では、この地域を「大川広告物景観形成地区」に指定し、適正な基準のもとに地区の特性に応じた広告物の規制・誘導により、美しい広告景観の形成を目指しています。

規制対象となる広告物

風致地区の境界線から概ね 100m以内で路面高 10m以上の位置に表示または設置される屋外広告物（簡易広告物を除く。以下「広告物」という。）で、大川の水辺（毛馬桜之宮公園及び橋上をいう。以下同じ。）から望めるもの。

ただし、この範囲外であっても、大川の水辺並びに沿川の景観の形成及び保持に影響があると判断される場合は規制の対象となります。

※ 風致地区内については、屋外広告物の表示並びに掲出物件の設置は原則禁止されています。



大川地区の広告物景観形成（許可・誘導）の基準

1 住居系地域

（第1・2種中高層住居専用地域、第1・2種住居地域、工業地域、準工業地域を総称する）

	許可基準			誘導基準
	現行	地区指定後		
		形状・大きさ	色彩・デザイン	
屋上塔 屋上板	1 建築物の高さの2/3 以下 2 屋上塔、屋上板は屋上の側端より後退した位置に設置すること 3 屋上塔、屋上板を設置する建築物は木造でないこと	1 建築物の高さの2/3 以下、ただし高さ 10m以下とする 2・3 現行どおり 4 7㎡以上の媒体広告物は禁止とする 5 建物のプロポーションに釣り合った形を心がける 6 広告物の支柱や機器の目隠しに配慮する	1 基調色※は建物外壁色と同系色とする。 2 デザインは住居地域として暖かみのある水辺景観形成にふさわしいものとし、色彩は基調色に釣りあう低彩度の強調色※を付加して緑との調和を図り、風致地区の特性を活かすものとする。 3 広告照明（ネオン表示も含む）は夜間でも魅力的なまちづくりに寄与するデザインを工夫する。ただし、風致地区のイメージを損ねない雰囲気とし、点滅はさせない。	魅力的な夜間景観の形成に寄与するため、夜間の広告照明（ネオン表示も含む）の設置に努める。
壁面 広告物	1 表示面積は、取り付ける壁面の面積の 1/3 以下 2 壁面の端から突き出さないこと 3 窓または開口部を塞がないこと	1 取り付ける壁面の面積の 1/10 以下とする 2・3 現行どおり		
地上塔	広告物の高さは 10m以下	現行どおり		
地上板	広告板の高さは 5m以下			
突出看板	道路上空に突き出す場合 1 設置位置 （歩道幅員 4m以上の場合） 路面の高さ 2.5m以上 突出幅 1.5m以内 （歩道幅員 4m未満） 路面の高さ 2.5m以上 突出幅 1.0m以内 （歩道がない場合） 路面の高さ 4.5m以上 突出幅 1.0m以内 2 形態 厚さ 30cm 以内 平板または箱型 上端は取り付け壁面の高さを超えない			

※ 基調色：建築物や構造物に広く全般的に用いられ景観の“地”となる色彩

強調色：少量で部分的であるが、地域の特徴をより強く表現し色彩景観の“図”となる色彩

「大阪市色彩景観計画ガイドブック」

（平成8年6月、大阪市計画局計画部地域計画課（現 計画調整局計画部都市計画課（都市景観担当））発行）より

2 商業地域

	許可基準			誘導基準
	現行	地区指定後		
		形状・大きさ	色彩・デザイン	
屋上塔 屋上板	1 建築物の高さの 2/3 以下 2 屋上塔、屋上板は屋上の側端より後退した位置に設置すること 3 屋上塔、屋上板を設置する建築物は木造でないこと	1 建築物の高さの 2/3 以下、ただし高さ 12m以下とする 2・3 現行どおり 4 7㎡以上の媒体広告物は禁止とする 5 建物のプロポーシオンに釣り合った形を心がける 6 広告物の支柱や機器の目隠しに配慮する	1 基調色※は建物外壁色と同系色とする。 2 デザインは商業地域として都会的な水辺景観形成にふさわしいものとし、色彩は基調色に釣りあう低彩度の強調色※を付加して緑との調和を図り、風致地区の特性を活かすものとする。 3 広告照明（ネオン表示も含む）は夜間でも魅力的なまちづくりに寄与するデザインを工夫する。ただし、風致地区のイメージを損ねない雰囲気とし、点滅はさせない。	魅力的な夜間景観の形成に寄与するため、夜間の広告照明（ネオン表示も含む）の設置に努める。
壁面 広告物	1 表示面積は、取り付ける壁面の面積の 1/3 以下 2 壁面の端から突き出さないこと 3 窓または開口部を塞がないこと	1 取り付ける壁面の面積の 1/10 以下とする 2・3 現行どおり		
地上塔	広告物の高さは 20m以下	現行どおり		
地上板	広告板の高さは 5m以下			
突出看板	道路上空に突き出す場合 1 設置位置 （歩道幅員 4m以上の場合） 路面の高さ 2.5m以上 突出幅 1.5m以内 （歩道幅員 4m未満） 路面の高さ 2.5m以上 突出幅 1.0m以内 （歩道がない場合） 路面の高さ 4.5m以上 突出幅 1.0m以内 2 形態 厚さ 30cm 以内 平板または箱型 上端は取り付け壁面の高さを超えない			

※ 基調色：建築物や構造物に広く全般的に用いられ景観の“地”となる色彩

強調色：少量で部分的であるが、地域の特色をより強く表現し色彩景観の“図”となる色彩

「大阪市色彩景観計画ガイドブック」

（平成8年6月、大阪市計画局計画部地域計画課（現 計画調整局計画部都市計画課（都市景観担当））発行）より

発行：大阪市建設局総務部管理課

〒559-0034

大阪市住之江区南港北 2-1-10

ATCビル ITM棟6階

TEL 06-6615-6687

FAX 06-6615-6576

（令和6年3月発行）